

# 会員継続届出書 兼 規約貯金払戻請求書

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会理事長 様

退職に伴う継続会員移行のための清算をお願いします。

- ① 現職中の生業資金の清算
- ② 継続会費の収納（100万円）
- ③ 規約貯金の継続処理、解約払戻
- ④ 貸付金の清算（充当）

提出日

20 年 月 日

退職時の勤務校名	2024年3月31日 退職（予定）				
フリガナ					
会員名	(印)	会員コード			
退職後の住所電話番号	〒（ ） 電話（ ） - （ ） - （ ）				
縁故者 (同居者以外の方) をご記入下さい	名前	続柄	住所	電話番号 ( ) ( ) - ( )	
規約貯金の継続利用	<input type="checkbox"/> 利用する（※残高10万円以上）		<input type="checkbox"/> 利用しない		
生命保険の団体扱い継続	アフラック生命	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部			
右の生命保険会社で共助会の団体扱いを継続希望される場合、全部か一部を☑してください。	明治安田生命	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部			
	メットライフ生命	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部			
《記入上の注意》					
① 上記の太線枠のみご記入ください。					
② スタンプ式印鑑（シャチハタ等）は不可です。					
③ 規約貯金の継続利用欄の利用するに☑マークがあっても残高が10万円に満たない場合は、「☑利用しない」で処理します。					
※ チェックがない場合は、「☑利用しない」で処理します。					
《清算金について》					
① 共助会にあらかじめ登録済みの給付金等受取口座へ送金されます。					
② 給付金等受取口座の登録がない方は、共助会よりお問い合わせをすることがあります。					
③ 継続会員への移行手続きが完了しましたら、『継続会員会費領収証書』を発送いたします。					

※記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護ガイドライン」に基づき適切にとり扱います。

## 【共助会記入欄】

規約貯金解約払戻額 (清算) (充当) (円)

チェック	1 会費 2 貯金 3 貸付 4 会費不足	金額				
		充当日	※継続移行処理前に貸付充当時のみ記入			
受付日		理事長	専務	常務	部長	係
処理日						